

夕暮れ時、 早めのライト点灯と ストップ！ 飲酒運転

「夕暮れ時早めのライト点灯 運動」実施中

秋から冬にかけての夕暮れ時は、交通事故が最も起きやすい時間帯です。

自動車や自転車に乗るときは、日没前の午後四時から、ライトの点灯をお願いします。

特に危険なのが、自転車の無灯火走行です。自転車のライトは照らすためだけにあるのではなく、周囲に自転車の存在を教えるためにもあるのです。「自分は見えていから大丈夫」とは言えません。相手から見えていないれば事故にあう危険性があります。必ずライトを点灯しましょう。

また、歩行者の皆さんも、明るい服を着たり、反射材を付けたりするなど、車や自転車から発見されやすく、目立つ服装に努めましょう。

ストップ！ 飲酒運転

アルコールには麻酔作用があります。理性の源である大

脳皮質は、わずかな飲酒で簡単にまひしてしまいます。

また、動体視力や判断力の低下などをもた

らすため、とても危険です。

「ほんの一杯だから運転しても大丈夫」「これくらいなら大丈夫」が悲惨な結果を招きます。

飲酒運転による事故の二十一件に一件が死亡事故です。この割合は、飲酒運転ではないときの事故に比べ、七倍以上と高くなっています。

「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗る人に飲ませない」が、ルールです。
問い合わせ：総合交通政策課
交通安全指導係・TEL内線3265



更されました。

変更内容

①手帳に、顔写真をはり付けることになりました

②精神障害を事由とした特別障害給付金を、現在受給していることを証明する書類

(特別障害給付金受給資格者証の写しと直近の国庫金振込・送金通知書の写し)でも申請が可能になりました

問い合わせ：保健予防課精神保健係・TEL227・5102

「戦傷病者等および戦没者等の妻」に特別給付金が支給されます

特別給付金の内容

①戦傷病者妻特別給付金の継続支給：戦傷病者である夫が、十月一日現在、増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・障害年金を受けている場合、その妻に支給

②戦傷病者妻特別給付金の特例支給：戦傷病者である夫が、平成十五年三月三十一日までに、一般のけがや病気で亡くなった場合、その

妻に支給

③戦没者妻特別給付金への移行支給：戦傷病者である夫が、平成十五年三月三十一日までに、公務傷病や勤務関連傷病で亡くなった場合、その妻に支給

④戦傷病者妻特別給付金の新規支給：平成十三年四月二日から同十五年四月一日の間

に夫が戦傷病者として増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・障害年金の受給権を取得した場合に、その妻に支給

対象

①～③は、ことし国債の最終償還を迎えた方。④は、平成十三年四月二日から同十五年四月一日の間に新たに戦傷病者の妻になった方。

請求方法

該当する方は、平成二十一年九月末日までに生活福祉課(本庁舎一階)に請求してください。

請求には、恩給などの受給状況および十月一日現在の現況を確認できる書類が必要です。

問い合わせ：生活福祉課総務係・TEL内線2523



大正14年、入間川の川砂利採取のために開通し、昭和38年に貨物営業を休止した西武安比奈線。11月5日、西武安比奈線の線路を歩く催しに出かけました。当日は、市内外から3,000人以上が参加。ふだんは見ることができない景色を楽しんだり、当時の面影を探しながら線路の上を歩いたり……。参加した皆さんは、思い思いに小春日和の1日を楽しんでいました。



川越市ファミリー・サポート・センター提供会員を募集

地域中心の育児に関する相互援助活動を支援している川越市ファミリー・サポート・センターでは、育児の援助をしたい方（提供会員）と援助を受けたい方（依頼会員）を会員として登録し、子どもの保育園などの送迎や預かりなどの支援を行っています。同センターでは、子育てのお手伝いをする提供会員を募集します。希望する方は、左記の講習会に参加してください。

定員：先着三十人

申し込み：12月1日(金)～15日(金)（日曜日を除く）の午前9時～午後5時に、電話で同センター（市社会福祉協議会内）・TEL225-3828

*駐車場が狭いため、会場へは、なるべく公共交通機関や自転車をご利用ください。

*依頼会員（育児の援助を受けたい方）は、随時受け付けています。

問い合わせ：こども家庭課管理係・TEL内線25582

講習会日程

日時	テーマ
来年 1月29日(月) 午後1時～3時	開講式・オリエンテーション 援助活動への期待・援助活動の実際
1月30日(火) 午前10時～正午	保育の心
1月30日(火) 午後1時～3時	子どもの食事とおやつ
2月5日(月) 午前10時～正午	いっしょに遊ぼう！ 楽しく遊ぼう！
2月5日(月) 午後1時～2時50分	乳幼児の生活と育児のワンポイント
2月5日(月) 午後10時～正午	子どもの病気
2月6日(火) 午後1時～2時30分	子どもの事故と安全・応急処置
2月6日(火) 午後2時30分～3時	子どもの心と身体の発達 閉講式

*会場は総合福祉センター（オアシス）です。

まちを知り、まちを楽しむ日 12月1日(金)は「市民の日」

「市民の日」は、「市民が、市の歴史を知り、自治の意識をたかめ、進歩そして調和を目指す日」として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記の日程は、各施設が無料で利用できます。

■12月1日(金)・3日(日)に無料となる施設

市立博物館	TEL222-5399	午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）	入館料
蔵造り資料館	TEL225-4287		
川越城本丸御殿	TEL224-6015		
市立美術館	TEL228-8080	午前9時～午後5時（入場は午後4時30分まで）	常設展・特別展の観覧料
川越まつり会館	TEL225-2727	午前9時30分～午後5時30分（入館は午後5時まで）	観覧料
児童センターこどもの城	TEL225-7288	①午前11時～②午後3時～	プラネタリウム観覧料
農業ふれあいセンター	TEL226-6551	午前9時～午後5時	個人利用の多目的ホール使用料
東後楽会館	TEL224-3366	午前9時30分～午後4時	入館料
西後楽会館	TEL232-6177	（入浴は午前10時～午後3時30分）	
総合福祉センター オアシス	TEL228-0200	①午後3時30分～5時30分 ②午後6時30分～8時30分	プール使用料
サンライフ川越	TEL225-5445	午前9時～午後9時（3日は午後5時まで）	トレーニング室使用料
芳野台体育館	TEL225-5445	午前9時～午後9時（3日は午後5時まで）	使用料

■12月1日(金)に無料となる施設

武道館	TEL224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
喜多院	TEL222-0859	午前9時～午後4時	中学生以下の拝観料

■シルバーガイド・市民の日無料観光案内

12月3日(日)、午前10時～午後3時に、直接、本丸御殿または時の鐘に集合。随時、集合場所の周辺を案内します。

問い合わせ…川越駅観光案内所・TEL222-5556